

現場説明書

東村総合農産加工施設機能高度化事業

工事名称: スクリュープレス機更新工事

令和8年度

東村役場 農林水産課

1. 工 事 名 称 : 東村総合農産加工施設機能高度化事業 スクリュープレス機更新工事
2. 工 事 場 所 : 東村字慶佐次地内
3. 工 期 : 契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで
4. 入 札 条 件 : 別紙「01_入札公告」のとおり
5. 工 事 概 要 : 「06_要求仕様書」記載のとおり
6. 工 事 範 囲 : 「06_要求仕様書」及び本書に示す工事の施工一切
7. 現 場 説 明 : 行わない。
8. 関 連 工 事 : 機器設置工事に先立ち下記の工事を別発注にて行う。
 - ・ガス供給設備及び熱源設備整備工事
 - ・冷蔵・冷凍庫設備新築工事
9. 提出書類等
 - (1) 別紙1に記載する書類は遅滞なく提出すること。
 - (2) 完成図書は別紙2による。
10. 現場管理人及び主任技術者等
契約書に基づき行う現場代理人及び主任技術者等の通知は、「現場代理人等通知書」により行う。
11. 官公署への手続き
 - (1) 本工事に必要な官公署及びその他の機関への許認可等必要な申請及び手続きは、遅滞なく行い、かつ、これらの手続きに要する費用はすべて請負業者の負担とする。
 - (2) 資材の搬出入についての手続きは、所轄警察署及び道路管理者等と十分調整のうえ、請負業者が行うこととし、実施にあたっては関係官公署の指示に従い、特に車両渋滞の防止、一般通行者への安全対策及び公害防止には十分配慮すること。
12. 工事用水・工事用電力等
当該工事に必要な電気、電話、水道、排水施設等に要する手続きは請負業者で行い、かつ、その設置に要する費用・使用料金等は請負業者の負担とする。

13. 工事用看板等

- (1) 工事用看板の規格・寸法は別紙3による。
- (2) 安全表示板、交通表示板を現場内外の必要な箇所に設置する。
- (3) 行政活動のコスト等表示看板を設置する。規格寸法は別紙5による。

14. 着工前の既設施設の調査及び既設周辺機器への配慮

工事により既設施設(土地、家屋、工作物及び通路等)を汚染、損壊しないように十分な予防措置を取り、また、工事に伴い発生する騒音等の公害についても万全の措置を講ずること。汚染、損壊した場合は、原状回復すること。

なお、工事に先立ち、現場内外における既設施設の状態を調査及び写真撮影等により記録すること。

以上は、搬入経路についても同様とする。

15. 埋設物等

工事中に仕様項目外の処理対象物や埋設物を発見した場合は、速やかに監督員に報告し、指示に従うこと。

16. 使用資材の統一

同一現場が複数の工区に分かれている場合、構造、意匠、機能、耐久性及び維持管理の観点から、使用資材は、原則として各工期において同一資材(材料、形状、寸法、重量、同一メーカー一品)を使用すること。

17. 工程管理等

- (1) 原則として、週1回の工程会議を開催する。
 - (2) 工程会議は、工事の請負業者が中心となって運営する。
- ### 18. 資材等の運搬
- (1) 土砂等の運搬が運送契約により行われる場合は、正規の運送免許を受けた者及び車両を使用すること。また、積載超過のないようにするとともに、交通安全管理を十分行うこと。
 - (2) 現場より資材を搬入・搬出する場合は、搬入出口、ゲート等に誘導員等を配置し、安全管理に十分に配慮すること。

19. 瑕疵検査

請負業者は、工事完成後1年及び2年以内に、農林水産課の指示により経年調査を受けなければならない。なお、この検査で発見された瑕疵は、速やかに修復しなければならない。

20. 変更契約等をする場合の取扱いについて

本工事の請負代金額の変更協議をする場合及び本工事と関連する工事を本工事受注者と随意契約する場合にあたって、変更協議または関連する工事の予定価格の算定は、本工事の請負比率(元契約額÷元設計額)を変更設計額または関連工事の設計額に乗じた額で行う。

21. 工期延長に伴う契約変更の対象外経費

当該工事における当初工期に変更が生じた場合、原則として、建物を除いた設備リースに係る経費については、その工期延長に伴う契約変更の対象としない。

22. 着工会議について

本工事は、着工会議を下記のように予定している。日程等の確認のため、落札決定後、速やかに担当に連絡をすること。

- (1) 着工会議予定日：未定
- (2) 着工会議場所：未定
- (3) 準備書類：現場説明書、着手関係書類

23. その他

- (1) 本工事の工事場所は東村総合農産加工施設内であり、施工現場への入退場や施工にあたっては、指定管理者であるJAおきなわ(東村総合農産加工施設)が定める規則や指示等に従うこと。また、周辺の安全・騒音対策等に留意すること。
- (2) 工事中に発生する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他の関係法令に基づき適切に処理しなければならない。
- (3) 本工事により発生する建設廃棄物のうち、県内の最終処分場に搬入する産業廃棄物は、産業廃棄物の処理に係る税(沖縄県産業廃棄物税)が課税されるので適正に処理すること。
- (4) JAおきなわ(東村総合農産加工施設)の業務に支障を生じないよう留意して工事を施工すること。